

柏原市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)が指定される以前から当該土地に存する住宅(以下「既存不適格住宅」という。)を土砂災害から守るための補強措置を促進するため、市長が予算の範囲内で交付する補助金について、柏原市補助金交付規則(昭和51年柏原市規則第6号。以下「規則」という)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1のとおりとする。

2 補助金の補助対象経費及び補助額は、別表2のとおりとする。なお、補助事業の区分ごとに千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第3条 規則第5条の補助金交付申請書は、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

(補助金交付の決定及び通知)

第4条 規則第8条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(補助金交付申請の変更)

第5条 補助事業者が補助金の交付の対象となる事業の内容変更を行うときは、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業計画変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(着手届)

第6条 補助事業者は、補助金交付の決定後、補強工事着手7日前までに、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業着手届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第10条の補助事業実績報告書は、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業実績報告書(様式第5号)とする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該書類を審査し、補助金交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により交付する。

2 請求は、土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金請求書(様式第7号)により行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は令和2年3月26日から施行する。
- 4 この要綱は令和3年5月6日から施行する。

別表1

区分	採択基準
特別警戒区域内住宅補強設計補助	<ul style="list-style-type: none">・特別警戒区域が指定される以前から当該土地に存する、居室を有する建築物（長屋・共同住宅・併用住宅を含む。）・現に居住している、又はこれから居住しようとする建築物・住宅補強設計を行う者の課税所得金額が 5,070,000 円未満であること。
特別警戒区域内住宅補強工事補助	<ul style="list-style-type: none">・特別警戒区域が指定される以前から当該土地に存する、居室を有する建築物（長屋・共同住宅・併用住宅を含む。）・現に居住している、又はこれから居住しようとする建築物・住宅補強工事を行う者の課税所得金額が 5,070,000 円未満であること。

別表2

区分	補助対象経費	補助額	補助対象経費の限度額
特別警戒区域内住宅補強設計補助	居室を有する建築物の補強 設計の補助に要する経費のうち別に定める限度額の範囲内	補助対象経費に 23%を乗じた額	1棟当たり 672,000 円を 限度とする。
特別警戒区域内住宅補強工事補助	居室を有する建築物の補強 工事の補助に要する経費のうち別に定める限度額の範囲内	補助対象経費に 23%を乗じた額	1棟当たり 3,360,000 円 を限度とする。